

～前ページから～

「新規入所の保護者の方へ」

認定申請、入所申込書と一緒に必要書類（①市民税情報に関する「同意書」②父母の保育を必要とする証明書※2・3号認定の方のみ）の提出が必要となります。

新規申込書提出期間 12月2日(月)～1月31日(金)

提出先 子育て長寿支援課 子育て支援班、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班

「認定こども園（1号認定）の一時預かりの利用について」

認定こども園の1号認定を受けている方が、一時預かりを利用する場合は、教育・保育給付認定（1号認定）とは別に新たに創設された「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。「保育を必要とする事由」を別途確認させていただく必要があります。認定こども園（1号認定）の新規入所、継続利用とは別に新たな申し込み等が必要ですので、入所中の園または子育て長寿支援課 子育て支援班にお問い合わせください。

2 令和2年度の学童保育クラブの入所申し込みを始めます

問 子育て長寿支援課 子育て支援班 ☎ 32－3040

開所時間 ▶ 平日…放課後～午後6時30分
▶ 土曜・長期休暇等…午前7時30分～午後6時30分

クラブの休日 日曜、祝日、年末年始、お盆

申込等 12月2日(月)から各学童保育クラブで受け付け

問合先 子育て長寿支援課 子育て支援班、各学童保育クラブ

※入所申込書は、子育て支援班、各学童保育クラブにあります。

※放課後や長期休暇に仕事等で昼間家庭に保護者がいない小学校児童を対象に、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図るところです。
市では小学校、認定こども園、保育園、公共施設などで開設しています。

3 にかほ市臨時職員募集

問 総務課 人事秘書班 ☎ 43－7507

対象 にかほ市に居住する方（障がい者手帳などをお持ちの方も申し込みできます）

雇用期間 ①②1月17日～3月16日

③1月1日～3月31日

勤務時間 ①②8:30～16:15（休憩60分）

③9:00～16:00

応募方法 総務課人事秘書班、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班に備え付けの指定用紙により応募

応募期限 12月10日(火) 午後5時まで

採用方法 ◆1次…書類選考（選考後、面接日を連絡）
◆2次…面接（担当課で実施）

No.	職 種	勤務地（担当課）	人数	賃 金	勤務形態	保険	条件など
①	申告準備・受付事務補助	象潟・金浦・仁賀保庁舎（税務課 ☎ 43－7505）	3人	5,339円（日額）	週5日程度（月20日程度）	雇保	パソコン操作のできる方（エクセル、ワード）
②	申告準備・受付事務等一般事務補助	象潟庁舎（税務課 ☎ 43－7505）	2人	5,339円（日額）	週3日程度（月12日程度）	雇保	パソコン操作のできる方（エクセル、ワード）
③	事務補助	象潟郷土資料館（文化財保護課 ☎ 43－2005）	1人	4,745円（日額）	週5日程度（月20日程度）	社保 雇保	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

4 フリー Wi-Fi（ワイファイ）をご活用ください 問 まちづくり推進課 ☎ 43－7510

にかほ市役所各庁舎や下表の公共機関ではフリーWi-Fiを整備しています。誰でも利用できますので、お越しの際はご活用ください。また、接続方法の一例を市HPに掲載していますので、必要に応じて下記QRコードでご確認ください。



にかほ市役所各庁舎	■ SSID : . Free_Wi-Fi_1
観光拠点センターにかほっと	■ SSID : Nikaho City Wi-Fi
白瀬南極探検隊記念館	■ SSID : Nikaho City Wi-Fi
フェライト子ども科学館	■ SSID : Nikaho City Wi-Fi



QRコード

1 令和2年度の認可保育所・認定こども園の入所・入園申し込みを始めます

問 子育て長寿支援課 子育て支援班 ☎ 32－3040

新たに認可保育所・認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、教育または保育の認定（「教育・保育給付認定」）の申請が必要です。申請に基づいて市で認定を行いますので、保護者の方は認定内容に応じて、認可保育所・認定こども園の中から、ニーズに応じた施設を選択し利用することができます。

◆認可保育所（令和元年12月1日現在）

保育所名	電話番号	募集年齢
つばみ保育園	62-8260	0～1歳
にかほ保育園	32-3200	0～5歳
勢至保育園	38-2248	
小砂川保育園	46-2050	
明星保育園	43-5622	
星城保育園	44-2314	
ひまわり保育園	43-4600	

◆認定こども園（幼保連携型）（令和元年12月1日現在）

園 名	電話番号	認定区分	募集年齢
幼保連携型認定こども園 仁賀保	36-2479	1号認定	3～5歳
		2・3号認定	0～5歳
白百合こども園	43-2456	1号認定	3～5歳
		2・3号認定	0～5歳



◆教育・保育給付認定の種類

認定区分は、「1号認定」「2号認定」「3号認定」の3つです。お子さまの年齢や利用を希望する施設によって、区分は決められます。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設
3～5歳	なし（教育を希望）	1号認定	幼稚園
	あり（保護者の就労等）	2号認定	保育園
0～2歳		3号認定	保育園

※1号から2号または2号から1号に認定区分が変わる場合は、認定の変更申請が必要となります。

※2号および3号認定を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当する必要があります。

保育を必要とする事由

▶ 就労（フルタイムほか、パートタイム、居宅内の労働など基本的にすべての就労を含む）▶ 妊娠、出産 ▶ 保護者の疾病、障がい ▶ 同居または長期入院している親族の介護、看護 ▶ 災害復旧 ▶ 求職活動 ▶ 就学 ▶ 虐待やDVのおそれがあること ▶ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ▶ その他、これらに類する状態として市が認める場合

◆保育の必要量

2号および3号認定の方は、保育を必要とする時間に応じ、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けることになります。

「保育標準時間」利用…フルタイム就労（就労時間が1カ月あたり120時間以上）を想定した利用時間（1日最長11時間）

「保育短時間」利用…パートタイム就労（就労時間が1カ月あたり64時間以上120時間未満）を想定した利用時間（1日最長8時間）

※保育短時間利用が可能となる保護者の就労時間の下限は1カ月あたり64時間です。

※就労時間が1カ月あたり64時間以上120時間未満の方および求職活動中の方については基本的に短時間認定となりますが、特別な事情により標準時間を希望される場合は申し込みの際にお申し出ください。

◆利用手続きの流れ

申請書および必要書類は、子育て長寿支援課 子育て支援班、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班、各認可保育所・認定こども園にあります。

「継続入所の保護者の方へ」

「認定こども園・保育所入所現況報告書」と一緒に必要書類（①市民税情報の確認に関する「同意書」②父母の保育を必要とする証明書※2・3号認定の方のみ）の提出が必要となります。

※なお、園を変更される方、認定情報を変更される方（1号から2号、2号から1号等）については、新たな申し込み等が必要となりますので、入所中の園、または子育て長寿支援課 子育て支援班に必ずご連絡ください。

現況報告書等提出期間 12月2日(月)～1月31日(金)

提出先 各認可保育所・認定こども園、子育て長寿支援課 子育て支援班、金浦市民サービスセンター、税務課市民サービス班

～次ページに続きます～